源泉徴収票等の電子交付に関するご案内

SYSホールディングスグループは、源泉徴収票等を電磁的方法による交付(以下「電子交付」といいます。)にすることにいたしました。

つきましては、下記事項をご確認のうえ、電子交付に関して別紙「源泉徴収票等の電子 交付に関する意思表明書」をご提出くださいますようご案内いたします。

記

1. 電子交付する書類の名称等

- (1) 給与所得の源泉徴収票(退職時に交付する分は除きます。) 毎年、1月25日までに交付します。
- (2) 還付・徴収明細書 毎年、1月25日までに交付します。

2. 電子交付する書類の閲覧可能期間

(1) 上記1の電子交付書類、それぞれ当年分及び直前過去2年分。 導入年は過去2年前のデータ反映ができないため直前過去1年分であれば可能。 それ以前の源泉徴収票を閲覧することはできません。 (例示)

2023年1月には、2020年分の給与所得の源泉徴収票、2020年分の還付・ 徴収明細書が閲覧不可となります。

(2) 退職社員は、最終支給日の翌月末日に閲覧不可となります。

3. 電子交付する書類の閲覧利用可能時間帯

毎日、午前6時~午前0時の間、閲覧することができます。 なお、午前0時~午前6時の間は、閲覧不可となります。

4. 電子交付の方法

(1) 全役職員各位が専用のWebサイトにアクセスし、上記1の電子交付書類をPDFファイルで閲覧できるようにします。

なお、専用のWeb サイトにアクセスするための「ID」と「パスワード」は別途発行済みのPXまいポータルと同じものです。

(2) 上記 1 の電子交付書類をWe b サイト上で閲覧可能開始の都度、その旨および専用のWe b サイトのURLを会社指定のメールアドレスに通知します。

5. 注意事項

- (1) 電子交付をご承諾いただいた場合であっても、官公署等に提出するため書面での交付を希望される場合には、別途書面で交付いたしますので、その旨申し出てください。
- (2) 電子交付を受ける場合、パソコン、スマートフォン等の機器、PDFファイルを表示できるアプリケーション、電子メールアドレスが必要です。
- (3) 電子交付をご承諾いただけない場合は、従来通り、書面にて交付します。
- (4) 閲覧可能期間を過ぎた分の再発行は原則致しません。各自で保管・管理していただきますようお願いいたします。
- 6. 問い合わせ先

㈱SYSホールディングス 管理本部 業務支援チーム 総務経理グループ

052 - 937 - 0209

soumubu@sysystem.co.jp

※問い合わせは原則メールにてお願いします

以上